

堺市公報 第262号	令和5年4月21日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○倫理調査会の市民委員の募集について 【総務局行政部総務課】	2
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請について 【環境局環境保全部環境対策課】	3
○子ども・子育て支援法第41条及び第53条の規定による告示について 【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	12
○子ども・子育て支援法第58条の11第1号の規定による告示について 【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	13
○子ども・子育て支援法第58条の11第2号の規定による告示について 【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	14
○道路法に基づく市道路線の認定について 【建設局土木部路政課】	15
<公告>	
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農地課】	18
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	34
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止について て 【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	34

告 示

堺市告示第166号

堺市長の倫理に関する条例（平成18年条例第45号）第8条第2項の規定により、堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会の委員を次のとおり募集するので、告示する。

令和5年4月21日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 募集人員 委員 7人 委員補充員 7人
- 2 委員の職務 堺市議会議員及び市長の資産等報告書の審査など
- 3 委員報酬 会議出席1日につき 10,200円
- 4 任 期 2年
- 5 応募資格 地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する選挙権を有する市民。ただし、現に本市の市議会議員若しくは市長の職にある者又は本市職員である者を除く。
- 6 応募方法 応募用紙に必要事項を記入の上、総務局行政部総務課へ電子メール、郵送、FAX又は持参により提出。
応募用紙は、堺市ホームページ<<https://www.city.sakai.lg.jp/>>に公開する。また、堺市役所本庁舎高層館3階の市政情報センター及び各区役所（堺区役所を除く。）の市政情報コーナーにて配布する。
- 7 応募期間 令和5年5月1日から同月15日まで
（9：00～17：30の受付（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。郵送の場合は、令和5年5月15日の消印まで有効）
- 8 選任方法 応募者の中から抽選で委員7人及び委員補充員7人を選任する（委員及び委員補充員の男女構成は、特別の事由がある場合を除き、応募数の多い方の性から4人、少ない方の性から3人とする。）。なお、結果は、委員又は委員補充員に選出された者に対してのみ通知する。

~~~~~

堺市告示第167号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和5年4月21日

堺市長 永藤英機

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

SC有機化学株式会社

大阪府泉北郡忠岡町忠岡北3丁目10番24号

代表取締役 多胡 裕文

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

SC有機化学株式会社 石津工場

堺市西区築港新町3丁27番16号

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 46号ロ ろ過施設

2基 46号ニ 廃ガス洗浄施設 1基

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

オ 使用時間の季節的変動

別表1のとおり

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数及び最大の数

別表1のとおり

キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の数及び最大の数

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 種類及び使用開始年月日又は使用開始予定年月日

別表2のとおり

イ 構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

ウ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間並びに使用時間の季節的変動

別表2のとおり

エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の数及び最大の数

別表2のとおり

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の数及び最大の数

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の場所及び期間

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階

環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和5年4月21日から同年5月12日まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

別表1

|                                          |                                                                |      |       |       |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|------|-------|-------|
| 種類                                       | 第46号口ろ過施設<br>(No.5)                                            |      |       |       |
| 能力                                       | ケーキ容量260L/回                                                    |      |       |       |
| 工事着手予定年月日                                | 許可後                                                            |      |       |       |
| 工事完成予定年月日                                | 許可後90日                                                         |      |       |       |
| 使用開始予定年月日                                | 設置後                                                            |      |       |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                      | 0時から24時、8時間                                                    |      |       |       |
| 使用時間の季節的変動                               | なし                                                             |      |       |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数及び最大の値  | 区分                                                             | 単位   | 通常    | 最大    |
|                                          | pH                                                             | -    | 1.2   | 2     |
|                                          | BOD                                                            | mg/L | 37000 | 45000 |
|                                          | COD                                                            | mg/L | 25000 | 30000 |
|                                          | SS                                                             | mg/L | 30    | 50    |
|                                          | 油分                                                             | mg/L | ND    | ND    |
|                                          | T-N                                                            | mg/L | ND    | ND    |
|                                          | T-P                                                            | mg/L | ND    | ND    |
|                                          | 大腸菌                                                            | 個/mL | ND    | ND    |
|                                          | NO <sub>2</sub> -N<br>NO <sub>3</sub> -N<br>NH <sub>4</sub> -N | mg/L | ND    | ND    |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の数及び最大の量 | m <sup>3</sup> /日                                              |      | 4     | 12    |

|                                          |                                                                |      |       |       |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|------|-------|-------|
| 種類                                       | 第46号口ろ過施設<br>(No.7)                                            |      |       |       |
| 能力                                       | ケーキ容量285L/回                                                    |      |       |       |
| 工事着手予定年月日                                | 許可後                                                            |      |       |       |
| 工事完成予定年月日                                | 許可後90日                                                         |      |       |       |
| 使用開始予定年月日                                | 設置後                                                            |      |       |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                      | 0時から24時、8時間                                                    |      |       |       |
| 使用時間の季節的変動                               | なし                                                             |      |       |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数及び最大の値  | 区分                                                             | 単位   | 通常    | 最大    |
|                                          | pH                                                             | -    | 1.2   | 2     |
|                                          | BOD                                                            | mg/L | 10000 | 12000 |
|                                          | COD                                                            | mg/L | 6800  | 8000  |
|                                          | SS                                                             | mg/L | 30    | 50    |
|                                          | 油分                                                             | mg/L | ND    | ND    |
|                                          | T-N                                                            | mg/L | ND    | ND    |
|                                          | T-P                                                            | mg/L | ND    | ND    |
|                                          | 大腸菌                                                            | 個/mL | ND    | ND    |
|                                          | NO <sub>2</sub> -N<br>NO <sub>3</sub> -N<br>NH <sub>4</sub> -N | mg/L | ND    | ND    |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の数及び最大の量 | m <sup>3</sup> /日                                              |      | 6     | 12    |

|                                                                |                   |                         |     |     |
|----------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------------|-----|-----|
| 種類                                                             |                   | 第46号ニ 廃ガス洗浄施設<br>(No.1) |     |     |
| 能力                                                             |                   | 循環タンク容量 440 L           |     |     |
| 工事着手予定年月日                                                      |                   | 許可後                     |     |     |
| 工事完成予定年月日                                                      |                   | 許可後90日                  |     |     |
| 使用開始予定年月日                                                      |                   | 完成後                     |     |     |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                            |                   | 0時から24時、8時間             |     |     |
| 使用時間の季節的変動                                                     |                   | なし                      |     |     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値                       | 区分                | 単位                      | 通常  | 最大  |
|                                                                | pH                | -                       | 8-9 | 8-9 |
|                                                                | BOD               | mg/L                    | 20  | 24  |
|                                                                | COD               | mg/L                    | 19  | 30  |
|                                                                | SS                | mg/L                    | 50  | 100 |
|                                                                | 油分                | mg/L                    | ND  | ND  |
|                                                                | T-N               | mg/L                    | ND  | ND  |
|                                                                | T-P               | mg/L                    | ND  | ND  |
| NO <sub>2</sub> -N<br>NO <sub>3</sub> -N<br>NH <sub>4</sub> -N | mg/L              | ND                      | ND  |     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の量                      | m <sup>3</sup> /日 |                         | 0.9 | 1.8 |

別表2

| 種類                                                             |       |                   | 排水前処理施設<br>(H-1)           |         |          |         |
|----------------------------------------------------------------|-------|-------------------|----------------------------|---------|----------|---------|
| 使用開始年月日                                                        |       |                   | 平成21年11月1日                 |         |          |         |
| 構造                                                             |       |                   | 10m <sup>3</sup> PEタンク×2基他 |         |          |         |
| 能力                                                             |       |                   | 20 m <sup>3</sup> /D       |         |          |         |
| 汚水等の処理の方法                                                      |       |                   | 前処理(中和)                    |         |          |         |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                            |       |                   | 0時から24時、10時間               |         |          |         |
| 使用時間の季節的変動                                                     |       |                   | なし                         |         |          |         |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値                | 区分    | 単位                | 通常                         |         | 最大       |         |
|                                                                |       |                   | 処理前                        | 処理後     | 処理前      | 処理後     |
|                                                                | pH    | -                 | 8.0-10.0                   | 6.0-8.0 | 8.0-10.0 | 6.0-8.0 |
|                                                                | BOD   | mg/L              | 469                        | 48      | 786      | 500     |
|                                                                | COD   | mg/L              | 314                        | 40      | 437      | 350     |
|                                                                | SS    | mg/L              | 200                        | 55      | 300      | 55      |
|                                                                | 油分    | mg/L              | 37                         | 16      | 69       | 30      |
|                                                                | T-N   | mg/L              | 496                        | 496     | 2904     | 2904    |
|                                                                | T-P   | mg/L              | ND                         | ND      | ND       | ND      |
|                                                                | 大腸菌群数 | 個/cm <sup>3</sup> | ND                         | ND      | ND       | ND      |
| NO <sub>2</sub> -N<br>NO <sub>3</sub> -N<br>NH <sub>4</sub> -N | mg/L  | ND                | ND                         | ND      | ND       |         |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量                |       | m <sup>3</sup> /日 | 6.8                        |         | 9.4      |         |

| 種類                                                             |       |                   | 排水処理施設<br>(H-2)      |         |         |         |
|----------------------------------------------------------------|-------|-------------------|----------------------|---------|---------|---------|
| 使用開始年月日                                                        |       |                   | 昭和53年8月1日            |         |         |         |
| 構造                                                             |       |                   | 鉄筋コンクリート・金属製         |         |         |         |
| 能力                                                             |       |                   | 330m <sup>3</sup> /D |         |         |         |
| 汚水等の処理の方法                                                      |       |                   | 活性汚泥・凝集沈殿            |         |         |         |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                            |       |                   | 0時から24時、7.5時間        |         |         |         |
| 使用時間の季節的変動                                                     |       |                   | なし                   |         |         |         |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値                | 区分    | 単位                | 通常                   |         | 最大      |         |
|                                                                |       |                   | 処理前                  | 処理後     | 処理前     | 処理後     |
|                                                                | pH    | -                 | 6.5-7.8              | 6.0-8.0 | 6.5-7.8 | 6.0-8.0 |
|                                                                | BOD   | mg/L              | 46                   | 15      | 63      | 20      |
|                                                                | COD   | mg/L              | 35                   | 20      | 44      | 25      |
|                                                                | SS    | mg/L              | 29                   | 20      | 36      | 20      |
|                                                                | 油分    | mg/L              | 7                    | 2       | 13      | 4       |
|                                                                | T-N   | mg/L              | 15                   | 15      | 90      | 84      |
|                                                                | T-P   | mg/L              | 0.002                | 0.04    | 0.002   | 0.04    |
|                                                                | 大腸菌群数 | 個/cm <sup>3</sup> | ND                   | ND      | ND      | ND      |
| NO <sub>2</sub> -N<br>NO <sub>3</sub> -N<br>NH <sub>4</sub> -N | mg/L  | 15                | 15                   | 80      | 70      |         |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量                |       | m <sup>3</sup> /日 | 265                  |         | 317     |         |

|                                                                |       |                   |                     |         |           |         |
|----------------------------------------------------------------|-------|-------------------|---------------------|---------|-----------|---------|
| 種類                                                             |       |                   | 副生芒硝液処理設備<br>(H-3)  |         |           |         |
| 使用開始予定年月日                                                      |       |                   | 設置後                 |         |           |         |
| 構造                                                             |       |                   | FRP製                |         |           |         |
| 能力                                                             |       |                   | 80m <sup>3</sup> /D |         |           |         |
| 汚水等の処理の方法                                                      |       |                   | 中和・酸化処理             |         |           |         |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                            |       |                   | 0時から24時、約7.5時間      |         |           |         |
| 使用時間の季節的変動                                                     |       |                   | なし                  |         |           |         |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値                | 区分    | 単位                | 通常                  |         | 最大        |         |
|                                                                |       |                   | 処理前                 | 処理後     | 処理前       | 処理後     |
|                                                                | pH    | -                 | 11.0-12.0           | 6.0-8.0 | 11.0-12.0 | 6.0-8.0 |
|                                                                | BOD   | mg/L              | 360                 | 48      | 450       | 60      |
|                                                                | COD   | mg/L              | 240                 | 40      | 300       | 50      |
|                                                                | SS    | mg/L              | 100                 | 55      | 100       | 55      |
|                                                                | 油分    | mg/L              | ND                  | ND      | ND        | ND      |
|                                                                | T-N   | mg/L              | ND                  | ND      | ND        | ND      |
|                                                                | T-P   | mg/L              | ND                  | ND      | ND        | ND      |
|                                                                | 大腸菌群数 | 個/cm <sup>3</sup> | ND                  | ND      | ND        | ND      |
| NO <sub>2</sub> -N<br>NO <sub>3</sub> -N<br>NH <sub>4</sub> -N |       | mg/L              | ND                  | ND      | ND        | ND      |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量                |       | m <sup>3</sup> /日 | 52                  |         | 62.4      |         |

|                                                                |       |                   |                                |          |          |          |
|----------------------------------------------------------------|-------|-------------------|--------------------------------|----------|----------|----------|
| 種類                                                             |       |                   | 手動式フィルタープレス<br>(H-4)           |          |          |          |
| 使用開始年月日                                                        |       |                   | 平成21年11月1日                     |          |          |          |
| 構造                                                             |       |                   | 600mm×20室PP製単式クローズ型            |          |          |          |
| 能力                                                             |       |                   | ろ過面積10m <sup>2</sup> 、ろ過容積125L |          |          |          |
| 汚水等の処理の方法                                                      |       |                   | ろ過                             |          |          |          |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                            |       |                   | 0時から24時、約7.5時間                 |          |          |          |
| 使用時間の季節的変動                                                     |       |                   | なし                             |          |          |          |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値                | 区分    | 単位                | 通常                             |          | 最大       |          |
|                                                                |       |                   | 処理前                            | 処理後      | 処理前      | 処理後      |
|                                                                | pH    | -                 | 8.0-10.0                       | 8.0-10.0 | 8.0-10.0 | 8.0-10.0 |
|                                                                | BOD   | mg/L              | 269                            | 269      | 298      | 298      |
|                                                                | COD   | mg/L              | 224                            | 224      | 248      | 248      |
|                                                                | SS    | mg/L              | 50000                          | 100      | 50000    | 150      |
|                                                                | 油分    | mg/L              | 13                             | 13       | 19       | 19       |
|                                                                | T-N   | mg/L              | 30                             | 30       | 58       | 58       |
|                                                                | T-P   | mg/L              | 0.03                           | 0.03     | 0.04     | 0.04     |
|                                                                | 大腸菌群数 | 個/cm <sup>3</sup> | ND                             | ND       | ND       | ND       |
| NO <sub>2</sub> -N<br>NO <sub>3</sub> -N<br>NH <sub>4</sub> -N |       | mg/L              | ND                             | ND       | ND       | ND       |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量                |       | m <sup>3</sup> /日 | 10                             |          | 15       |          |

|                                                                |       |                   |                                |          |          |          |
|----------------------------------------------------------------|-------|-------------------|--------------------------------|----------|----------|----------|
| 種類                                                             |       |                   | 手動式フィルタープレス<br>(H-5)           |          |          |          |
| 使用開始年月日                                                        |       |                   | 平成21年11月1日                     |          |          |          |
| 構造                                                             |       |                   | 600mm×20室PP製単式クローズ型            |          |          |          |
| 能力                                                             |       |                   | ろ過面積10m <sup>2</sup> 、ろ過容積125L |          |          |          |
| 汚水等の処理の方法                                                      |       |                   | ろ過                             |          |          |          |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                            |       |                   | 0時から24時、約7.5時間                 |          |          |          |
| 使用時間の季節的変動                                                     |       |                   | なし                             |          |          |          |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値                | 区分    | 単位                | 通常                             |          | 最大       |          |
|                                                                |       |                   | 処理前                            | 処理後      | 処理前      | 処理後      |
|                                                                | pH    | -                 | 8.0-10.0                       | 8.0-10.0 | 8.0-10.0 | 8.0-10.0 |
|                                                                | BOD   | mg/L              | 269                            | 269      | 298      | 298      |
|                                                                | COD   | mg/L              | 224                            | 224      | 248      | 248      |
|                                                                | SS    | mg/L              | 50000                          | 100      | 50000    | 150      |
|                                                                | 油分    | mg/L              | 13                             | 13       | 19       | 19       |
|                                                                | T-N   | mg/L              | 30                             | 30       | 58       | 58       |
|                                                                | T-P   | mg/L              | 0.03                           | 0.03     | 0.04     | 0.04     |
|                                                                | 大腸菌群数 | 個/cm <sup>3</sup> | ND                             | ND       | ND       | ND       |
| NO <sub>2</sub> -N<br>NO <sub>3</sub> -N<br>NH <sub>4</sub> -N | mg/L  | ND                | ND                             | ND       | ND       |          |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量               |       | m <sup>3</sup> /日 | 10                             |          | 15       |          |

|                                                                |       |                   |                       |           |         |           |
|----------------------------------------------------------------|-------|-------------------|-----------------------|-----------|---------|-----------|
| 種類                                                             |       |                   | TDPA工程排水処理設備<br>(H-6) |           |         |           |
| 使用開始予定年月日                                                      |       |                   | 設置後                   |           |         |           |
| 構造                                                             |       |                   | FRP製                  |           |         |           |
| 能力                                                             |       |                   | 20m <sup>3</sup> /D   |           |         |           |
| 汚水等の処理の方法                                                      |       |                   | 凝集沈殿・中和               |           |         |           |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                            |       |                   | 0時から24時、約7.5時間        |           |         |           |
| 使用時間の季節的変動                                                     |       |                   | なし                    |           |         |           |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値                | 区分    | 単位                | 通常                    |           | 最大      |           |
|                                                                |       |                   | 処理前                   | 処理後       | 処理前     | 処理後       |
|                                                                | pH    | -                 | 1.5-2.5               | 10.0-11.0 | 1.5-2.5 | 10.0-11.0 |
|                                                                | BOD   | mg/L              | 1000                  | 500       | 1500    | 800       |
|                                                                | COD   | mg/L              | 700                   | 300       | 1200    | 600       |
|                                                                | SS    | mg/L              | 50                    | 100       | 50      | 100       |
|                                                                | 油分    | mg/L              | 15                    | 13        | 20      | 17        |
|                                                                | T-N   | mg/L              | ND                    | ND        | ND      | ND        |
|                                                                | T-P   | mg/L              | ND                    | ND        | ND      | ND        |
|                                                                | 大腸菌群数 | 個/cm <sup>3</sup> | ND                    | ND        | ND      | ND        |
| NO <sub>2</sub> -N<br>NO <sub>3</sub> -N<br>NH <sub>4</sub> -N | mg/L  | ND                | ND                    | ND        | ND      |           |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量               |       | m <sup>3</sup> /日 | 15.8                  |           | 18.9    |           |

|                                                 |                                                                |                       |         |         |         |         |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------|---------|---------|---------|---------|
| 種類                                              |                                                                | TDPA工程排水処理設備<br>(H-7) |         |         |         |         |
| 使用開始予定年月日                                       |                                                                | 設置後                   |         |         |         |         |
| 構造                                              |                                                                | コンクリート+FRPライニング       |         |         |         |         |
| 能力                                              |                                                                | 20m <sup>3</sup> /D   |         |         |         |         |
| 汚水等の処理の方法                                       |                                                                | 活性汚泥処理                |         |         |         |         |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                             |                                                                | 0時から24時、24時間          |         |         |         |         |
| 使用時間の季節的変動                                      |                                                                | なし                    |         |         |         |         |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値 | 区分                                                             | 単位                    | 通常      |         | 最大      |         |
|                                                 |                                                                |                       | 処理前     | 処理後     | 処理前     | 処理後     |
|                                                 | pH                                                             | -                     | 6.8-7.4 | 6.8-7.4 | 6.8-7.4 | 6.8-7.4 |
|                                                 | BOD                                                            | mg/L                  | 230     | 20      | 250     | 45      |
|                                                 | COD                                                            | mg/L                  | 200     | 13      | 230     | 30      |
|                                                 | SS                                                             | mg/L                  | 100     | 20      | 150     | 20      |
|                                                 | 油分                                                             | mg/L                  | ND      | ND      | ND      | ND      |
|                                                 | T-N                                                            | mg/L                  | 30      | 15      | 58      | 25      |
|                                                 | T-P                                                            | mg/L                  | 0.03    | 0.2     | 0.03    | 0.5     |
|                                                 | 大腸菌群数                                                          | 個/cm <sup>3</sup>     | ND      | ND      | ND      | ND      |
|                                                 | NO <sub>2</sub> -N<br>NO <sub>3</sub> -N<br>NH <sub>4</sub> -N | mg/L                  | 30      | 16      | 40      | 20      |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量 |                                                                | m <sup>3</sup> /日     | 15      |         | 20      |         |

別表3

| 排水口名     |                    | No.1 |      |      |
|----------|--------------------|------|------|------|
| 排水水の汚染状態 | 種類・項目              | 通常   | 最大   |      |
|          | pH                 | -    | 7    | 6~8  |
|          | BOD                | mg/L | 15   | 20   |
|          | COD                | mg/L | 20   | 25   |
|          | SS                 | mg/L | 20   | 20   |
|          | 油分                 | mg/L | 2    | 4    |
|          | T-N                | mg/L | 15   | 84   |
|          | T-P                | mg/L | 0.04 | 0.04 |
|          | 大腸菌                | 個/mL | ND   | ND   |
|          | NH <sub>4</sub> -N | mg/L | 3.5  | 84   |
| 排水水の量    | m <sup>3</sup> /日  | 250  | 300  |      |



## 堺市告示第168号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項及び第29条第1項の規定に基づき確認を行った特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者について、同法第41条第1号及び第53条第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月21日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 幼保連携型認定こども園

| 名称         | 所在地             | 設置者               | 確認年月日        |
|------------|-----------------|-------------------|--------------|
| 新金岡さくらこども園 | 堺市北区新金岡町2丁2番1号  | 社会福祉法人<br>恵育会     | 令和5年4月<br>1日 |
| たんぽぽこども園   | 堺市北区南長尾町1丁2番25号 | 社会福祉法人<br>たんぽぽ    | 令和5年4月<br>1日 |
| 三国丘みのりこども園 | 堺市堺区向陵東町1丁6番3号  | 学校法人 慈光<br>ながそね学園 | 令和5年4月<br>1日 |

## 2 保育所

| 名称               | 所在地              | 設置者             | 確認年月日        |
|------------------|------------------|-----------------|--------------|
| クリア保育園           | 堺市中区深井中町1888番地14 | 社会福祉法人<br>竹林会   | 令和5年4月<br>1日 |
| たんぽぽ保育所深井園       | 堺市中区深井清水町3905    | 株式会社たんぽ<br>ぽ保育所 | 令和5年4月<br>1日 |
| マミーズアイ幼保園さかいひがし園 | 堺市堺区熊野町東5丁1番28号  | 株式会社ハグウ<br>イズ   | 令和5年4月<br>1日 |

## 3 小規模保育事業

| 名称      | 所在地            | 設置者          | 確認年月日        |
|---------|----------------|--------------|--------------|
| なるなる保育園 | 堺市北区常磐町3丁7番21号 | 株式会社なるな<br>る | 令和5年4月<br>1日 |

4 (国家戦略特別区域) 小規模保育事業

| 名称          | 所在地             | 設置者                 | 確認年月日    |
|-------------|-----------------|---------------------|----------|
| すまいる保育園金岡公園 | 堺市北区長曾根町1179番18 | 株式会社すまいる            | 令和5年4月1日 |
| 富士幼保育園      | 堺市堺区南旅籠町東2丁2-34 | 特定非営利活動法人 サニースマイル富士 | 令和5年4月1日 |

堺市告示第169号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った特定子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 預かり保育事業（在園児を対象）

| 名称         | 所在地             | 設置者         | (※) | 確認年月日    |
|------------|-----------------|-------------|-----|----------|
| 新金岡さくらこども園 | 堺市北区新金岡町2丁2番1号  | 社会福祉法人 恵育会  | 満たす | 令和5年4月1日 |
| たんぼぼこども園   | 堺市北区南長尾町1丁2番25号 | 社会福祉法人 たんぼぼ | 満たす | 令和5年4月1日 |

(※) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否かの別

当該預かり保育事業が、平日8時間（教育時間を含む。）かつ年間（平日・長期休業中・休日の合計）200日以上を予定している場合に、「満たす」となる。

2 一時預かり事業（在園児以外を対象）

| 名称 | 所在地 | 設置者 | 確認年月日 |
|----|-----|-----|-------|
|----|-----|-----|-------|

|             |                 |               |          |
|-------------|-----------------|---------------|----------|
| 新金岡さくらこども園  | 堺市北区新金岡町2丁2番1号  | 社会福祉法人 恵育会    | 令和5年4月1日 |
| たんぽぽこども園    | 堺市北区南長尾町1丁2番25号 | 社会福祉法人 たんぽぽ   | 令和5年4月1日 |
| 三国丘みのりこども園  | 堺市堺区向陵東町1丁6番3号  | 学校法人 慈光ながそね学園 | 令和5年4月1日 |
| たんぽぽ保育所 深井園 | 堺市中区深井清水町3905   | 株式会社たんぽぽ保育所   | 令和5年4月1日 |
| にじくま保育園     | 堺市中区福田682-5     | 株式会社テラスミライ    | 令和5年4月1日 |
| なるなる保育園     | 堺市北区常磐町3丁7番21号  | 株式会社なるなる      | 令和5年4月1日 |
| ろおたす保育園     | 堺市北区今池町2丁8-21   | 株式会社m i n n a | 令和5年4月1日 |
| りすの森保育園     | 堺市堺区旭ヶ丘北町2丁2-4  | リース工業株式会社     | 令和5年4月1日 |

堺市告示第170号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定に基づき同法第30条の11第1項の確認の辞退のあった特定子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第2号の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月21日

堺市長 永藤英機

1 認可外保育施設

| 名称                  | 所在地           | 設置者           | 辞退年月日    |
|---------------------|---------------|---------------|----------|
| 医療法人 邦徳会 邦和病院 院内保育所 | 堺市中区新家町700番地1 | 医療法人 邦徳会 邦和病院 | 令和5年2月7日 |

|                   |                               |                         |           |
|-------------------|-------------------------------|-------------------------|-----------|
| 保育ルームたんぽぽ         | 堺市美原区平尾2620-1                 | 折道 淳子                   | 令和5年2月7日  |
| カメレオンハウス          | 堺市美原区平尾2782                   | 池野 忍                    | 令和5年2月18日 |
| マナベル保育園<br>堺ルーム   | 堺市中区毛穴町126-1                  | 大和食品株式会社                | 令和5年3月1日  |
| 家庭保育室Hug          | 堺市西区鳳南町3-199-1<br>ライトウイング1408 | 田澤 純子                   | 令和5年3月7日  |
| ぽかぽか保育園           | 堺市中区小阪341                     | 宮原 正典                   | 令和5年3月20日 |
| 富士幼保園             | 堺市堺区南旅籠町東2丁2-34               | 特定非営利活動法人 サ<br>ニースマイル富士 | 令和5年3月31日 |
| マミーズアイ幼保園 さかいひがし園 | 堺市堺区北瓦町2-3-8<br>堺東北條第2ビル2F    | 株式会社ハグウィズ               | 令和5年3月31日 |

2 一時預かり事業（在園児以外を対象）

| 名称                | 所在地              | 設置者           | 辞退年月日     |
|-------------------|------------------|---------------|-----------|
| たんぽぽ保育所<br>深井園    | 堺市中区深井清水町3905    | 株式会社たんぽぽ保育所   | 令和5年3月31日 |
| 小規模保育事業<br>つどい保育園 | 堺市中区深井中町1888番地14 | 社会福祉法人竹林会     | 令和5年3月31日 |
| なるなる保育園           | 堺市北区常磐町3丁7番21号   | 株式会社サンエイプラテック | 令和5年3月31日 |

堺市告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和5年4月21日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 整理番号 別紙調書のとおり
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 起点終点 別紙調書のとおり
- 4 重要な経過地 別紙調書のとおり

## 市道路線認定調書

| 整理番号 | 路線名      | 起終点                                   | 重要な経過地 | 付記                 |
|------|----------|---------------------------------------|--------|--------------------|
| 7353 | 黒山45号線   | 美原区黒山1507番地先<br>美原区黒山1512番地先          |        | 土地区画整理事業           |
| 7354 | 黒山46号線   | 美原区黒山1500番地先<br>美原区黒山1505番地先          |        | 〃                  |
| 7598 | 金岡325号線  | 北区金岡町1962番7地先<br>北区金岡町1962番10地先       |        | 開発に伴う寄付            |
| 7562 | 真福寺31号線  | 美原区真福寺314番2地先<br>美原区真福寺67番2地先         |        | 〃                  |
| 7702 | 深井東27号線  | 中区深井東町3032番1地先<br>中区深井東町3032番6地先      |        | 都市計画法第39条による<br>帰属 |
| 7563 | 白鷺25号線   | 東区白鷺町2丁295番39地先<br>東区白鷺町2丁295番26地先    |        | 〃                  |
| 7970 | 日置荘北64号線 | 東区日置荘北町3丁304番6地先<br>東区日置荘北町3丁300番10地先 |        | 〃                  |
| 7971 | 日置荘北65号線 | 東区日置荘北町3丁57番26地先<br>東区日置荘北町3丁57番35地先  |        | 〃                  |
| 7591 | 菩提224号線  | 東区菩提町5丁195番10地先<br>東区菩提町5丁205番20地先    |        | 〃                  |
| 7886 | 南花田71号線  | 北区南花田町358番6地先<br>北区南花田町361番17地先       |        | 〃                  |
| 7737 | 大饗43号線   | 美原区大饗75番14地先<br>美原区大饗75番8地先           |        | 〃                  |
| 7465 | 北余部92号線  | 美原区北余部333番2地先<br>美原区北余部333番15地先       |        | 〃                  |
| 7466 | 北余部93号線  | 美原区北余部247番10地先<br>美原区北余部247番5地先       |        | 〃                  |

公 告

堺市公告第286号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年4月21日

堺市長 永 藤 英 機

令和5年度 第1号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和5年4月6日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手)     |              | 利用権を設定する農地 |                              |                  |                                | 利用権を設定する者(貸手)              |                 | 設定する利用権           |        |          |           |        |                   |
|---------------------|--------------|------------|------------------------------|------------------|--------------------------------|----------------------------|-----------------|-------------------|--------|----------|-----------|--------|-------------------|
| 住所                  | 氏名           | 所在         | 地番                           | 現況地目             | 地積(㎡)                          | 住所                         | 氏名              | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期       | 終期        | 借賃(円)  | 借賃の支払い方法          |
| 大阪市住之江区西住之江2丁目6番23号 | 萬野 敦弘        | 北区野遠町      | 208                          | 田                | 1,127                          | 堺市北区野遠町597番地               | 澤田 集            | 使用貸借による権利(解除条件付)  | 畑として利用 | 令和5年5月1日 | 令和8年4月30日 | -      | -                 |
| 堺市南区美木多上976番地13     | 大口 哲史        | 中区田園       | 878                          | 田                | 396                            | 堺市中区田園709番地1               | 橋本 峰夫           | 使用貸借による権利(解除条件付)  | 畑として利用 | 令和5年5月1日 | 令和8年4月30日 | -      | -                 |
| 堺市中区土師町2丁目33番37号    | 社会福祉法人自立支援協会 | 中区陶器北      | 2355<br>2356                 | 田<br>田           | 568<br>368                     | 堺市中区陶器北1291番地              | 北尾 政一           | 使用貸借による権利(解除条件付)  | 畑として利用 | 令和5年5月1日 | 令和8年4月30日 | -      | -                 |
| 堺市中区辻之827番地         | 久保 勝         | 中区辻之       | 2010<br>2011<br>2012<br>2015 | 田<br>田<br>田<br>田 | 1,232<br>1,841<br>392<br>1,373 | 堺市中区辻之59番地                 | 土山 保清<br>土山 タカ子 | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和5年6月1日 | 令和8年5月31日 | -      | -                 |
| 堺市中区深井畑山町179番地1     | 高橋 功         | 中区深井畑山町    | 406-1<br>406-2               | 畑<br>畑           | 564<br>548                     | 堺市中区深井畑山町400番地2            | 高橋 保彦           | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和5年5月1日 | 令和8年4月30日 | -      | -                 |
| 堺市東区丈六38番地          | 安野 章治        | 東区丈六       | 357-3                        | 田                | 1,652                          | 堺市東区草尾1160番地               | 小谷 清子           | 賃貸借による権利          | 畑として利用 | 令和5年7月1日 | 令和8年6月30日 | 20,000 | 毎年年末までに貸手で指定口座に振込 |
| 堺市美原区阿弥60番地         | 松原 秀知        | 美原区阿弥      | 209-1                        | 田                | 2,641                          | 堺市北区金岡町1857番地              | 池側 吉豊           | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和5年7月1日 | 令和8年6月30日 | -      | -                 |
| 堺市北区野遠町276番地7       | 永木 勉         | 北区野遠町      | 263                          | 田                | 1,226                          | 堺市北区野遠町614番地               | 織田 二三           | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和5年7月1日 | 令和8年6月30日 | -      | -                 |
| 堺市東区北野田648番地2       | 野里 孝治        | 東区北野田      | 664                          | 田                | 1,454                          | 千葉県浦安市日の出1丁目3番11-402号 海風の街 | 吉川 博治           | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和5年5月1日 | 令和8年4月30日 | -      | -                 |

1 利用権設定各筆明細(農地中間管理事業分)

| 利用権の設定を受ける者(借手)  |                | 利用権を設定する農地 |       |      |                     | 利用権を設定する者(貸手)    |                |                                        |    | 設定する利用権  |            |       |          |
|------------------|----------------|------------|-------|------|---------------------|------------------|----------------|----------------------------------------|----|----------|------------|-------|----------|
| 住所               | 氏名             | 所在         | 地番    | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所               | 氏名             | 利用権の種類及び適用される共通事項                      | 内容 | 始期       | 終期         | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 大阪市中央区南本町2丁目1番8号 | 一般財団法人大阪府みどり公社 | 中区上之       | 2022  | 田    | 1,267               | 堺市南区榎塚台2丁目18番13号 | 中井 靖           | 使用貸借による権利<br>農地中間管理事業共通事項 <sup>1</sup> | 田  | 令和5年5月1日 | 令和10年4月30日 | -     | -        |
|                  | 藤原 武平          |            |       |      |                     |                  |                |                                        |    |          |            |       |          |
| 堺市中区小阪587番地      | 一般財団法人大阪府みどり公社 | 中区陶器北      | 168   | 畑    | 69                  | 堺市中区東山369番地      | 下村 一彦          | 使用貸借による権利<br>農地中間管理事業共通事項 <sup>2</sup> | 畑  | 令和5年5月1日 | 令和10年4月30日 | -     | -        |
|                  | 土山 光次          |            |       |      |                     |                  |                |                                        |    |          |            |       |          |
| 堺市中区辻之51番地       |                |            | 169-1 |      | 1,347               | 大阪市中央区南本町2丁目1番8号 | 一般財団法人大阪府みどり公社 |                                        |    |          |            |       |          |

|                     |
|---------------------|
| 解除条件付<br>(法 18-2-6) |
|---------------------|

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合及び修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 賃貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 農地中間管理事業1

## 2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

## (3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

## (5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

## (6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|-----|
| —          | —                          | —                            | —   |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備 考 |
|---------|---------|-----|
| 賦課金、水利費 | 地権者が負担  | —   |

### 3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

#### (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

#### (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

#### (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

#### (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

#### (6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

#### (7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

#### (8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

#### (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

#### (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|------------|--------------------------|----------------------------|----|
| —          | —                        | —                          | —  |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備考 |
|---------|---------|----|
| 賦課金、水利費 | 地権者が負担  | —  |

## 農地中間管理事業2

## 2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

## (3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

## (5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

## (6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|-----|
| —          | —                          | —                            | —   |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備 考 |
|---------|---------|-----|
| —       | —       | —   |

## 3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

## (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

## (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

## (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

## (6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

## (7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

## (8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

## (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|------------|--------------------------|----------------------------|----|
| —          | —                        | —                          | —  |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備考 |
|---------|---------|----|
| —       | —       | —  |



## 堺市公告第287号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月21日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市美原区丹上244番1及び246番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府羽曳野市野642番地  
淀谷 茂男

## 上下水道局公告

## 堺市上下水道局公告第57号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第3号の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月21日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

|               |               |
|---------------|---------------|
| 指 定 番 号       | 第1133号        |
| 廃 止 年 月 日     | 令和5年3月31日     |
| 事 業 者 の 名 称   | 有限会社田中設備興業    |
| 事 業 者 の 住 所   | 堺市西区太平寺466番地2 |
| 代 表 者 の 職 氏 名 | 代表取締役 田中 和幸   |

事業所の名称 有限会社田中設備興業  
事業所の所在地 堺市西区太平寺466番地2